

田 や 第 1 0 7 号
令 和 6 年 4 月 3 0 日

各田辺市指定介護職員等処遇改善加算等
算定対象サービス事業所運営事業者 様

田辺市 保健福祉部長
(公 印 省 略)

介護職員等処遇改善加算等に係る届出について (通知)

平素より、介護保険事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、令和6年4月または5月から介護職員等処遇改善加算等を算定する事業所等においては、すでに計画書の提出をいただいているかと存じますが、令和6年6月から介護報酬改定による加算一本化により加算区分の変更が生じますので、以下のとおり提出をお願いいたします。

1. 提出期限 令和6年5月15日(水)

2. 提出書類 (様式は田辺市やすらぎ対策課指導係のホームページに掲載しています。)

①介護給付費 (介護予防・日常生活支援総合事業費) 算定に係る体制等に関する届出書

※「異動等の区分」は「2変更」を選択してください。

②介護給付費 (介護予防・日常生活支援総合事業費) 算定に係る体制等状況一覧表

※「介護職員等処遇改善加算」のみご記入ください。

(その他加算において6月から算定するものがあれば併せてご記入いただいても問題ございません。)

【様式掲載場所】田辺市やすらぎ対策課指導係ホームページ

(<https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/>)

※すでにご提出いただいている計画書に記載の加算区分をご記入ください。

3. 提出方法 原則：電子(メール)にて提出ください。

※紙(郵送・持参)の場合、5月7日以降やすらぎ対策課指導係は新庁舎に移転
しますので、送付先住所等にご注意ください。

【新庁舎住所：〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号】

4. 提出先 田辺市やすらぎ対策課 指導係 <yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp>

5. その他

- ・既に計画書を提出している事業者において、6月から(新加算)の加算区分を変更したい場合は、6月15日までに計画書をご提出ください。

〒646-0028 田辺市高雄一丁目23番1号
田辺市やすらぎ対策課指導係
電話 0739-33-7033 FAX 0739-25-3994
メールアドレス：yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp